

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年6月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）及び亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例
の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第46条第3項」を「第46条第5項」に、「第51条の13」を「第51条の13第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第35条の3第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項の申告書を市長」を「同項の申告書を市長」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第45条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第45条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第45条の3第

1 項」を「第 4 5 条の 5 第 1 項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」に改める。

第 4 6 条第 7 項中「第 5 1 条の 1 3 第 2 項」を「第 5 1 条の 1 3 第 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の場合」を「第 5 項の場合」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 5 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第 5 1 条の 1 3 第 1 項及び第 2 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第 4 6 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正

があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条の13第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第48条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条の13に次の2項を加える。

- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条の13第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第46条第3項」を「第46条第5項」に改め、同条第2項中「第51条の13」を「第51条の13第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第51条の13に」を「第51条の13第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第7項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成

30年度から平成32年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第2条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項」を「附則第11項から第13項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第 1 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。
附則第 1 0 項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「越える」を「超える」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に、「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に、「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する

施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第51条の13第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお

従前の例による。

- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例
の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正した。
 - (1) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を平成32年度（現行：平成29年度）まで3年延長することとした。
 - (2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成32年3月31日（現行：平成30年3月31日）まで2年延長することとした。
 - (3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置を創設することとした。
 - (4) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行した。